

定時株主総会招集ご通知への記載を省略した電子提供措置事項

第82期 (2022年4月1日～2023年3月31日)

I. 事業報告	
1. 企業集団の現況	… 1頁
2. 会社の現況	… 3頁
II. 連結計算書類	
1. 連結株主資本等変動計算書	… 10頁
2. 連結注記表	… 11頁
III. 計算書類	
1. 株主資本等変動計算書	… 20頁
2. 個別注記表	… 21頁
IV. 監査報告	
1. 連結計算書類に係る会計監査報告	… 25頁
2. 計算書類に係る会計監査報告	… 27頁

株式会社スクロール

上記事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をされた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面：定時株主総会招集ご通知）への記載を省略しております。

I. 事業報告

1. 企業集団の現況

(1) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループは、連結計算書類作成会社（当社）、子会社18社および関連会社1社で構成されており、主な事業は、以下のとおりであります。

区 分	主 な 事 業 の 内 容
通 販 事 業	通信販売事業 (主な商材：アパレル、インナー、雑貨、保険等)
ソリューション事業	通信販売事業者およびEC事業者向け通信販売代行事業 (主な商材：フルフィルメント支援、プロモーション支援、システム構築支援、BPOサービス等)
e コ マ ー ス 事 業	個人向けeコマース事業 (主な商材：ブランド服飾雑貨、アウトドア用品、ナショナルブランド化粧品、雑貨、防災用品等)
H B T 事 業	オリジナルブランド化粧品・健康食品等の販売事業、旅行の企画・販売事業
グ ル ー プ 管 轄 事 業	当社グループおよびソリューション事業の物流事業、不動産賃貸事業、海外子会社の管理

(2) 主要な営業所 (2023年3月31日現在)

会 社 名	本 社	その他
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル	浜 松 市 中 区	東 京 都 品 川 区 (東 京 本 店)
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル 3 6 0		
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル ロ ジ ス テ ィ ク ス		—
株 式 会 社 キ ャ ッ チ ボ ー ル	東 京 都 品 川 区	浜 松 市 中 区
株 式 会 社 も し も		—
株 式 会 社 A X E S		—
株 式 会 社 ス ク ロ ー ル R & D		—
株 式 会 社 キ ナ リ		—
株 式 会 社 ト ラ ベ ッ ク ス ツ ア ー ズ		—
株 式 会 社 ナ チ ュ ラ ム		大 阪 市 中 央 区
株 式 会 社 ミ ヨ シ	大 阪 市 浪 速 区	
北 海 道 ア ン ソ ロ ポ ロ ジ ー 株 式 会 社	札 幌 市 北 区	
詩 克 樂 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 上 海 市	
成 都 音 和 娜 網 絡 服 務 有 限 公 司	中 華 人 民 共 和 国 四 川 省 成 都 市	
S C R O L L V I E T N A M C O M P A N Y L I M I T E D	ベ ト ナ ム 社 会 主 義 共 和 国 ホ ー チ ミ ン 市	

(3) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 当社グループの使用人の状況

事業の種類	使用人数	前連結会計年度末比増減
通 販 事 業	272名 (17名)	13名増 (1名減)
ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業	286名 (214名)	27名増 (100名増)
e コ マ ー ス 事 業	137名 (3名)	4名減 (1名増)
H B T 事 業	37名 (5名)	2名減 (4名増)
グ ル ー プ 管 轄 事 業	161名 (739名)	7名減 (51名減)
合 計	893名 (978名)	27名増 (53名増)

- (注) 1. 使用人数は、就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. グループ管轄事業として記載されている使用人数は、当社の管理部門および株式会社スクロールロジスティクス等に所属しているものであります。
3. 当連結会計年度より報告セグメントを変更しており、前連結会計年度末比増減は、変更後のセグメント区分に基づいております。
4. ソリューション事業は、新たな物流センターが稼働を開始したこと等により使用人数および臨時従業員数が増加しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
326名 (24名)	2名減 (3名増)	42.6歳	13.0年

- (注) 使用人数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(4) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 静 岡 銀 行	3,700百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,200
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	900
株 式 会 社 り そ な 銀 行	200

(5) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2022年4月4日付で、当社株式は東京証券取引所市場第一部から同取引所プライム市場に移行いたしました。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 110,000,000株
- ② 発行済株式の総数 34,981,050株
- ③ 株主数 45,663名
- ④ 大株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社 (信託口)	3,540千株	10.12%
丸紅株式会社	2,841	8.13
スクロール取引先持株会	2,168	6.20
株式会社静岡銀行	1,261	3.61
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,100	3.15
スクロール従業員持株会	776	2.22
日本生命保険相互会社	543	1.55
モリリン株式会社	434	1.24
大日本印刷株式会社	433	1.24
株式会社りそな銀行	400	1.14

- (注) 1. 持株比率は、自己株式 (9,181株) を控除して計算しております。
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況
当社は、取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) 4名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年6月30日付で普通株式14,000株を発行いたしました。
- ⑥ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

<ご参考>

政策保有株式について

当社は、取引先等のステークホルダーとの関係維持または提携強化を図る目的で、政策保有株式を保有することがあります。

なお、個別の政策保有株式について、保有の意義が薄れたと考えられる政策保有株式をできる限り速やかに処分または縮減していく基本方針のもと、取締役会において、毎期、政策保有の意義を検証しております。また、当該検証結果を踏まえた中長期的な経済合理性の観点から判断し、保有株式の議決権を適切に行使しております。

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、当該検証の結果を開示するとともに、株主として相手先企業との必要十分な対話を行い、対話によっても、改善が認められない株式は、適時適切に売却いたします。

また、当社は、政策保有株主との間で会社や株主共同利益を害する取引を行わず、当社株式を保有する政策保有株主の方針を尊重し、売却等の妨害を行いません。

(3) 会社役員の状況

① 監査等委員の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	財務および会計等に関する見識
取締役 (監査等委員)	村瀬 司	情報システムを中心とするコンサルティング企業を経営され、多数の企業のコンサルティング業務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	宮部 貴之	衣料品・雑貨・家具等の無店舗事業および有店舗事業の経営に長く携われ、海外生産や輸入実務の経験を有するとともに、企業経営を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	宮城 政憲	大手メーカーや複数の経営コンサルティングファームでの実務経験と幅広い業種における人事、労務およびコーポレート・ガバナンス関連を中心とした企業経営を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	一杉 逸朗	金融機関およびシンクタンクでの経験を有するとともに、財務および会計ならびに企業経営全般を監督する十分な見識を有しております。
取締役 (監査等委員)	小野 亜希子	監査法人や民間企業での職務経験およびM&A等による企業評価等の知見を有するとともに、公認会計士であり、財務および会計ならびに企業経営全般を監督する十分な見識を有しております。

(注) 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、同局が内部監査対応を専属で担当することで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断されるため、常勤の監査等委員を選定しておりません。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小山 優雄	2022年5月31日	任期満了	取締役・システム統括部長
池田 訓清	2022年5月31日	任期満了	取締役・グループオフィサー H B T 事業 P R S
勝田 圭三	2022年5月31日	任期満了	取締役・グループオフィサー 通販事業 P R S ダイレクト事業部長
鈴木 一雄	2022年5月31日	任期満了	監査等委員である取締役 株式会社ユニックス監査役

(注) 鈴木一雄氏は、金融機関およびシンクタンクでの経験を有するとともに、財務および会計ならびに企業経営を監督する十分な見識を有しておりました。

③ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

i) 社外役員の重要な兼職の状況 (2023年3月31日現在)

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役 (監査等委員)	村瀬 司	株式会社ファンズオン ジャパン・ハイブリットサービス株式会社	代表取締役社長 代表取締役社長
取締役 (監査等委員)	宮城 政憲	KPMGコンサルティング株式会社 H R T F	顧問 代表
取締役 (監査等委員)	小野 亜希子	小野公認会計士事務所	代表

- (注) 1. 取締役（監査等委員）宮城政憲氏の兼職先であるKPMGコンサルティング株式会社およびHRTFと当社との間には、業務委託料の総額を10百万円未満とする人事制度構築等の支援に関する業務委託契約に基づく取引関係（2023年3月31日をもって契約終了）がありました。
2. その他各取締役（監査等委員）の兼職先と当社との間に特別の関係はありません。

ii) 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii) 当事業年度における主な活動状況

氏名	取締役会出席状況	監査等委員会出席状況	取締役会等における発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 村瀬 司	13回／14回 (出席率92%)	13回／14回 (出席率92%)	会社経営およびコンサルティングファームでの経験による幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主にグループの情報セキュリティ体制およびICT人材の採用・育成の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、当社グループにおけるICTの体制基盤強化に向けた取組み等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。また、監査等委員会および指名報酬委員会の委員長として、当社グループの健全なガバナンス体制の構築に尽力しております。
取締役 (監査等委員) 宮部 貴之	14回／14回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	会社経営および通販業界経験ならびに海外SCMに関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主にM&A戦略の実効性および業務執行の適正性を確保するための発言を行っており、当社グループ事業全般にわたるシナジーおよび成長戦略等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 宮城 政憲	14回／14回 (出席率100%)	14回／14回 (出席率100%)	人事、労務およびコーポレート・ガバナンスに関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において、主に人事制度の適正性・妥当性を確保するための発言を行っており、人的資本およびガバナンス体制の充実等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 一杉 逸朗	11回／11回 (出席率100%)	11回／11回 (出席率100%)	金融機関・シンクタンクでの経験による財務および会計ならびに経営全般に関する幅広い知識と豊富な知見に基づき、取締役会等において中期経営計画の実効性およびESG活動の適正性を確保するための発言を行っており、当社グループの事業ポートフォリオの最適化等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員) 小野 亜希子	11回／11回 (出席率100%)	11回／11回 (出席率100%)	監査法人・民間企業での職務経験およびM&A等による企業評価等に関する幅広い知識と豊富な知見ならびに公認会計士としての専門的見地から、取締役会等においてワークライフバランスおよびダイバーシティ等を確保するための発言を行っており、当社グループ会計および事業会社経営の適正化等に関する監督、助言など適切な役割を果たしております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（監査等委員）とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

⑥ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険により被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社取締役ならびにグループオフィサーおよびセグメントオフィサーです。

⑦ 補償契約に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	46百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	46百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当社が支払うべき当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法および監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項および第3項に規定する同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、内部統制システムに関する基本方針、すなわち取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり定めております。

① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ全体のコンプライアンスやリスク管理体制を統括する内部統制委員会を設置し、内部統制委員会の決定に基づき内部統制の強化を図るとともに、内部監査部の指示により必要に応じて取締役および使用人への研修、教育を実施いたします。

また、法令違反その他のコンプライアンスに関する事実について、取締役および使用人が直接、情報提供を行う手段として、コンプライアンス担当取締役または社外弁護士を情報受領者とする社内通報制度（スクロールグループ企業倫理ホットライン）を設置し、運用いたします。

これらグループ全体の内部統制システムおよびその運用については、内部監査部が評価し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に関する情報・文書は、社内規程に基づいて保存するとともに、当該文書は書面（電磁的記録を含む。）による集中管理を行い、取締役がいつでも閲覧できる状態を維持いたします。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ全体のリスク管理に関する基本的事項と体制をリスクマネジメント規程に定めるとともに、内部監査部が組織横断的にリスク状況を把握し、適切な対応を図ります。

なお、内部監査部は、リスク管理体制の適正性について、独立した立場から監査を実施し、その結果を内部統制委員会に報告いたします。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて随時開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。

また、業務執行に関する詳細な事項の意思決定については、取締役およびグループオフィサーで構成するグループ経営会議において慎重に協議するとともに、取締役は、取締役の職務執行に関する意思決定の権限を明確にした規程に則り、職務を遂行いたします。

なお、取締役の職務の執行に関する監査は、監査等委員会が実施いたします。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

i) 当社は、子会社管理規程に従い、グループ全体としての業務の適正を確保するための体制を整備します。

ii) 当社における内部統制委員会には子会社社長も参画し、内部統制委員会の決定に基づいたグループ全体の内部統制システムを運用することで、適切な監視体制および報告体制を確保します。

⑥ 当社の監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会が使用人を置くことを求めた場合は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に属さない専属の使用人を監査等委員会に配置し、監査業務を補助します。

⑦ 前項の使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会による前項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、人事異動、評価等については、事前に監査等委員会の同意を得るものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するものとします。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

i) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、当社の業務や業績に影響を与える重要な事項について当社の監査等委員会に報告するものとし、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人に対して報告を求めることができます。

ii) 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう必要な措置を講じるものとします。

⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

i) 監査等委員会は、決裁書の検閲や取締役会およびグループ経営会議等重要な会議に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査します。また、監査等委員会は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換等の連携を図ります。

ii) 監査等委員が職務の執行（監査等委員の職務の執行に関するものに限る。）について生じる費用の前払または償還等の請求をした場合は、監査の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、会社は速やかに当該費用または債務を適切に処理します。

⑩ 反社会的勢力排除のための体制

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断するとともに、これらの活動を助長するような行為もいたしません。また、自ら反社会的勢力の力を利用いたしません。万一、これら反社会的勢力とのトラブル等が発生した場合には、法律の専門家や警察署等と連携し、毅然とした対応を行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの基本方針に基づき実施した、当連結会計年度における当社の内部統制システムの主な運用状況の概要は以下のとおりです。

① 重要な会議の開催状況

当連結会計年度における取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役（監査等委員）が出席しております。また、監査等委員会は14回、内部統制委員会は4回開催いたしました。

② コンプライアンス教育の実施状況について

当連結会計年度においては、コンプライアンス全般および情報セキュリティをテーマに、グループ全社員に対し、eラーニング教育を実施いたしました。

③ 監査等委員の職務の執行について

監査等委員は、決裁書の検閲や取締役会に出席することを通じて、取締役の職務遂行状況を監査いたしました。また、監査等委員は、当社代表取締役、会計監査人との間で、それぞれ定期的な意見交換会を実施いたしました。このほか、内部統制部門からその活動状況の報告を受け、意見交換とともに依頼、指示を行っております。

④ 当社グループの管理体制について

当社子会社については、子会社管理規程に従い、取締役会その他会議体の運営指導、各種規程の整備と見直しを行っております。また、グループ全体での内部統制活動として、財務報告整備活動、個人情報保護整備活動、BCP整備活動、業務の有効性・効率性整備活動、リスクマネジメント全般活動等を推進してまいりました。

⑤ 反社会的勢力の排除について

当社は、取引先との契約書に反社会的勢力の排除に関する規定を設けるとともに、社員に対する教育を実施することで、反社会的勢力との関係を一切遮断するよう努めております。

(7) 会社の財務及び事業の方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

2017年5月30日開催の第76期定時株主総会において承認いただいた買収防衛策は、2020年5月29日開催の第79期定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しておりますが、当社は、以下のとおり、会社の事業方針等の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めております。

- ① 当社は、当社株式の大規模買付行為を行おうとする者がいた場合、株主が適切な判断をするための必要な時間の確保および十分な情報の収集に努め、あわせて取締役会の意見および法令に基づいた適切な措置を講じ、これらについて、株主に対して十分な説明を行います。
- ② 取締役会は、株主が公開買付に応じる権利を不当に妨げる措置を講じません。
- ③ 既存株主の権利に大きな変動を与える資本政策については、必要性・合理性を検討し、株主に対して十分な説明を行います。

<ご参考>

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方や、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.scroll.jp/sustainability/governance/>）に掲載しております。

II. 連結計算書類

1. 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	6,018	6,644	16,726	△4	29,385
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	45	45			90
剰 余 金 の 配 当			△2,249		△2,249
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,170		4,170
自己株式の取得				△0	△0
自己株式処分差損の 振 替		302	△302		-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	45	348	1,617	△0	2,010
当 期 末 残 高	6,064	6,993	18,344	△4	31,396

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 勘 定 調 整	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	464	150	37	652	30,037
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					90
剰 余 金 の 配 当					△2,249
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					4,170
自己株式の取得					△0
自己株式処分差損の 振 替					-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	102	△163	9	△51	△51
当 期 変 動 額 合 計	102	△163	9	△51	1,959
当 期 末 残 高	566	△13	47	600	31,997

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- i) 連結子会社の数 18社
- ii) 主要な連結子会社の名称 詩克楽商貿（上海）有限公司、(株)スクロール360、
(株)キャッチボール、(株)もしも、成都音和娜網絡服務有限公司、
(株)A X E S、(株)スクロールR & D、(株)ナチュラム、(株)ミヨシ、
北海道アンソロポロジー(株)、(株)キナリ、
(株)トラベックスツアーズ、(株)スクロールロジスティクス、
SCROLL VIETNAM CO.,LTD.

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ① 持分法適用の関連会社の数 1社
- ② 関連会社の名称 (株)嘉翔ソーリズム

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、詩克楽商貿（上海）有限公司、成都音和娜網絡服務有限公司、SCROLL VIETNAM CO.,LTD.ほか在外子会社2社の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っておりません。

その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

i) 有価証券

その他有価証券

- 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- 以外のもの
- 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

ii) 棚卸資産

商品

主として先入先出法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

主として個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

i) 有形固定資産

(リース資産を除く)

主として定率法
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 6～45年

機械装置及び運搬具 2～17年

ii) 無形固定資産

(リース資産を除く)

主として定額法
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

iii) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

③ 重要な引当金の計上基準

i) 貸倒引当金

売上債権、未収入金及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、連結会計年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ii) 賞与引当金

使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の連結会計年度負担分を計上しております。

iii) 利息返還損失引当金

利息返還請求による損失に備えるため、連結会計年度末における損失発生見込額を計上しております。

iv) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末所要額を計上していましたが、現在は、役員退職慰労金制度を廃止しております。

連結会計年度末の役員退職慰労引当金残高は、役員退職慰労金制度適用期間中から在任している役員に対する支給見込額であります。

v) 環境対策引当金

P C B (ポリ塩化ビフェニル) 廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii) 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生時の連結会計年度に全額費用処理しております。

iii) 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループの主な事業は、アパレル、雑貨、化粧品・健康食品、旅行等の通信販売事業及びEC・通販事業者へのソリューション事業であります。

通販事業、eコマース事業及びH B T事業（化粧品等販売）では、主としてカタログやインターネットを通じてアパレル、雑貨、化粧品等の商品販売を行っております。これらの商品販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であることから、出荷時に収益を認識しております。

また、ソリューション事業では、主として通信販売事業者及びEC事業者に対し物流代行サービス等の通信販売代行サービスを、H B T事業（旅行企画販売）では、主としてバスツアーの企画販売等を行っております。これらのサービス契約については、通常、サービスの提供が完了し、請求が可能となった時点で収益を認識しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

i) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

ii) ヘッジ手段とヘッジ対象

<u>ヘッジ手段</u>	<u>ヘッジ対象</u>
為替予約	外貨建金銭債権債務

iii) ヘッジ方針

外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。

iv) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を合理的に見積り、その見積期間に応じて均等償却しております。ただし、金額的に重要性がないものについては発生時に一括償却しております。

(表示方法の変更に関する注記)

(1) 連結損益計算書

前連結会計年度において、「特別損失」の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産売却損」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することといたしました。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損に係る見積り

(1) 当年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失	－百万円
有形固定資産※	12,928百万円
無形固定資産※	770百万円

※当連結会計年度において減損の兆候があると判定した資産又は資産グループ（以下「資産等」という。）はありません。

(2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社グループでは連結計算書類の作成にあたり、固定資産の減損に係る見積りが経営の実態を適切に反映したものになるようグルーピングを行い、減損の兆候を判定します。兆候があると判定された資産等は減損損失の認識の要否を判定し、その必要があると判定された場合は、金額を測定し連結計算書類へ計上します。

固定資産のグルーピングは、原則として報告セグメント単位に、投資の意思決定を行う事業を基礎としております。なお、連結子会社については規模等を鑑み会社単位を基礎として、遊休資産及び賃貸用資産等については物件毎に一つの資産グループとしております。

減損の兆候の判定は、資産等を使用した営業活動から生じた損益の状況や、将来キャッシュ・フローの見積りの基礎である営業損益について事業計画等とその実績との比較、経営環境及び市場価格の状況など、当社グループが利用可能な情報に基づいて判定を行っております。このうち、事業計画等は取締役会で承認されたものに基づいております。これには、当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定に基づく将来の見積りが含まれます。

減損損失の認識の要否の判定は、資産等から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって行います。

減損損失を認識すべきであると判定された資産等については、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上します。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高いほうにより測定しております。

当社グループの過去の経験と利用可能な情報に基づいて設定した仮定は将来の不確実性を伴うため、翌連結会計年度において、資産等について新たに減損の兆候があると判定され、減損損失を認識する必要がある場合には、同期間における連結計算書類に影響を与えるおそれがあります。

(連結貸借対照表に関する注記)

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産

11,957百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	34,873	108	—	34,981
合計	34,873	108	—	34,981
自己株式				
普通株式	7	1	—	9
合計	7	1	—	9

(注) 1. 普通株式の発行済株式の総数の増加108千株は、譲渡制限付株式報酬としての新株発行によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の増加1千株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加1千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月10日 取締役会	普通株式	1,900	54.50	2022年3月31日	2022年6月1日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	349	10.00	2022年9月30日	2022年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月9日 取締役会	普通株式	1,328	利益剰余金	38.00	2023年 3月31日	2023年 6月1日

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については、主に短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の債務不履行による信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、売掛金管理規程に従い、債権管理部門が顧客ごとの期日管理及び残高確認を行うとともに、問題債権への対応などと信管理に関する体制を整備し運営しております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。また、その一部には商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引）を利用してヘッジしております。

借入金は、主に短期的な運転資金に係る資金調達（原則として5年以内）であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引に限定しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「連結注記表（重要なヘッジ会計の方法）」をご参照ください。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
① 投資有価証券 (※2)			
其他有価証券	1,472	1,472	△0
資産計	1,472	1,472	△0
① 短期借入金 (※3)	3,000	2,998	△1
② 長期借入金	3,000	2,987	△12
負債計	6,000	5,986	△13
デリバティブ取引 (※4)	△18	△18	－

※1. 現金及び預金、売掛金、未収入金、買掛金、未払金並びに未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「① 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	8

3. 短期借入金には1年以内返済予定長期借入金を含めて表示しております。

4. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,465	—	—	1,465
デリバティブ取引 通貨関連	—	65	—	65
資産計	1,465	65	—	1,531
デリバティブ取引 通貨関連	—	84	—	84
負債計	—	84	—	84

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 ゴルフ会員権	—	6	—	6
資産計	—	6	—	6
短期借入金	—	2,998	—	2,998
長期借入金	—	2,987	—	2,987
負債計	—	5,986	—	5,986

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

一方で、当社が保有している株式方式のゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金等と一体として処理されており、当該買掛金等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

短期借入金及び長期借入金

短期借入金及び長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(注) 2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	10,267	—	—	—
売掛金	11,377	—	—	—
未収入金	4,870	—	—	—
合計	26,515	—	—	—

(注) 3. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位 百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	3,000	3,000	—	—	—	—
リース債務	1	1	—	—	—	—
合計	3,001	3,001	—	—	—	—

(収益認識に関する注記)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位 百万円)

	報告セグメント					
	通販事業	ソリューション 事業	eコマース 事業	HBT 事業	グループ 管轄事業	計
売上高						
商品の提供	39,840	5,089	19,986	1,164	—	66,080
サービスの提供	205	14,028	11	673	18	14,937
外部顧客への売上高	40,045	19,117	19,998	1,838	18	81,018

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客への約束した財又はサービスの移転と交換に当社グループが権利を得ると見込んでいる対価の金額を収益として認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

通販事業、eコマース事業、H B T 事業（化粧品等販売）

通販事業、eコマース事業及びH B T 事業（化粧品等販売）では、主としてカタログやインターネットを通じてアパレル、雑貨、化粧品等の商品販売を行っております。これらの商品販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。当社グループは返品に応じる義務を負っており、顧客からの返品が発生することが予想されます。商品が返品された場合、当社及び連結子会社は、当該商品の対価を返金する必要があります。この将来予想される返品部分に関しては、過去の実績に基づいた将来発生しうると考えられる予想返金額により算定し、販売時に収益を認識せず、顧客への返金が見込まれる金額については、返金負債を計上しております。また、一部の連結子会社において、販売時にポイントを付与するサービスを提供しております。顧客に付与したポイントについては別個の履行義務として識別し、将来顧客により行使され履行義務が充足されます。この将来使用されると見込まれる金額について、過去の実績に基づいた使用率で算定した予想使用見込額を契約負債として計上して取引価格から控除し、控除後の額を収益として認識しております。これらの商品販売取引については、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

ソリューション事業、H B T 事業（旅行企画販売）

ソリューション事業では、主として通信販売事業者及びEC事業者に対し物流代行サービス等の通信販売代行サービスを、H B T 事業（旅行企画販売）では、主としてバスツアーの企画販売等を行っております。これらのサービス契約については、通常、サービスの提供が完了し、請求が可能となった時点で収益を認識しております。これらのサービスについては、通常、短期のうちに支払期日が到来し、契約に重大な金融要素は含まれておりません。また、アフィリエイト取引において、第三者による財又はサービスの提供の手配を行う代理人としての業務を行っております。この代理人業務は、第三者から顧客へ財又はサービスが提供された時に完了し、顧客から受け取る対価の額から当該第三者に支払う額を控除した手数料の金額を収益として認識しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 返金負債

当社グループでは、商品販売に対し将来予想される返品部分に関しては、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず顧客への返金が見込まれる金額について返金負債を計上しております。

また、顧客との契約から生じた返金負債の残高は以下のとおりです。

(単位 百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
返金負債	271	275

(注) 返金負債は連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

② 契約負債

顧客との契約から生じた契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位 百万円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	45	46

(注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上流動負債「その他」に計上しております。

2. 契約負債は主に顧客からの前受金及びポイント付与に伴う顧客のオプションに関連するものです。

3. 当連結会計年度の期首現在の契約負債残高は、ほとんどすべて当連結会計年度の収益として認識されています。

③ 残存履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 914円94銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 119円39銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

Ⅲ. 計算書類

1. 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資 本 金	資 本 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金	利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
						固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	6,018	7,234	△302	6,931	601	118	5,040	7,749	13,509	△4	26,455
当 期 変 動 額											
新 株 の 発 行	45	45		45							90
剰 余 金 の 配 当								△2,249	△2,249		△2,249
当 期 純 利 益								3,696	3,696		3,696
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△28		28	-		-
自 己 株 式 の 取 得										△0	△0
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替			302	302				△302	△302		-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)											
当 期 変 動 額 合 計	45	45	302	348	-	△28	-	1,172	1,143	△0	1,537
当 期 末 残 高	6,064	7,279	-	7,279	601	89	5,040	8,921	14,653	△4	27,992

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	464	150	614	27,070
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				90
剰 余 金 の 配 当				△2,249
当 期 純 利 益				3,696
固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 の 取 崩				-
自 己 株 式 の 取 得				△0
自 己 株 式 処 分 差 損 の 振 替				-
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	102	△163	△61	△61
当 期 変 動 額 合 計	102	△163	△61	1,475
当 期 末 残 高	566	△13	553	28,545

※記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
 - i) 子会社株式 移動平均法による原価法
 - ii) その他有価証券
 - 市場価格のない株式等 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 以外のもの 移動平均法による原価法
- ② 棚卸資産
 - i) 商品 先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
 - ii) 貯蔵品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 6～38年
機械及び装置 2～17年
- ② 無形固定資産 定額法
(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。
- ③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、未収入金及び貸付金等の貸倒損失に備えるため、事業年度末の一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 使用人及び使用人としての職務を有する役員に対して支給する賞与に充てるため、支給予定見積額の事業年度負担分を計上しております。
- ③ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生時の事業年度に全額費用処理しております。
- ④ 環境対策引当金 PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用に充てるため、処理費用見込額を計上しております。
- ⑤ 関係会社事業損失引当金 関係会社に対する投資等の損失に備えるため、関係会社に対する出資金額及び貸付金額等を超えて負担が見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社は、主としてカタログやインターネットを通じての Apparel、雑貨、化粧品等の商品販売を行っております。これらの商品販売取引では、通常、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ヘッジ対象
為替予約 外貨建金銭債権債務
- ③ ヘッジ方針 外貨建金銭債権債務の為替相場の変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段の想定元本とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、かつヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと想定することができるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

固定資産の減損に係る見積り

(1) 当年度の計算書類に計上した金額

減損損失	－百万円
有形固定資産※	12,410百万円
無形固定資産※	533百万円

※当事業年度において減損の兆候があると判定した資産等はありません。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

計算書類利用者の理解に資するその他の情報に関する注記については、連結計算書類「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）固定資産の減損に係る見積り (2) 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

(1) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産 11,331百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを含む）

短期金銭債権 3,591百万円

短期金銭債務 2,559百万円

(損益計算書に関する注記)

(1) 関係会社との取引高

売上高 712百万円

仕入高 254百万円

販売費及び一般管理費 1,144百万円

営業取引以外の取引高 83百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（千株）	当事業年度増加 株式数（千株）	当事業年度減少 株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
普通株式	7	1	－	9

(注) 普通株式の自己株式の増加1千株は、譲渡制限付株式の無償取得による増加1千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(税効果会計に関する注記)

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損否認	754百万円
退職給付引当金否認	307百万円
減損損失	102百万円
賞与引当金否認	89百万円
減価償却超過額	87百万円
商品評価損否認	82百万円
返金負債否認	82百万円
未払事業税等	67百万円
資産除去債務	45百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	42百万円
社宅費用否認	21百万円
その他	87百万円
繰延税金資産小計	1,770百万円
評価性引当額	△982百万円
繰延税金資産合計	788百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	234百万円
返品資産否認	47百万円
固定資産圧縮積立金	38百万円
その他	4百万円
繰延税金負債合計	324百万円
繰延税金資産の純額	463百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	29.86%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.05%
住民税均等割額等	0.25%
評価性引当額増減	0.06%
その他	0.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.38%

(3) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)**(1) 子会社等**

種類	会社名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社スクロール360	(所有)直接100.0	運転資金の貸付 役員兼任	資金の貸付 利息の受取	701 12	短期貸付金 -	503 -
子会社	株式会社AXES	(所有)直接100.0	運転資金の貸付 役員兼任	資金の貸付 利息の受取	1,756 25	短期貸付金 -	1,823 -
子会社	株式会社キャッチボール	(所有)間接100.0	運転資金の運用 役員兼任	資金の借入 利息の支払	523 10	短期借入金 -	487 -
子会社	株式会社ナチュラム	(所有)直接100.0	運転資金の貸付 役員兼任	資金の貸付 利息の受取	759 10	短期貸付金 -	682 -
子会社	株式会社ミヨシ	(所有)間接100.0	運転資金の運用 役員兼任	資金の借入 利息の支払	646 0	短期借入金 -	658 -

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の貸付・借入の金利については、市場金利を勘案して決定しております。また、反復的に取引を行っている、資金の貸付・借入につきましては月末平均残高を取引金額として記載しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は連結計算書類「連結注記表(収益認識に関する注記)」に記載のとおりです。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 816円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 105円82銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

IV. 監査報告

1. 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月6日

株式会社スクロール
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
浜松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唯 根 欣 三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田 中 勝 也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スクロールの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スクロール及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

2. 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月6日

株式会社スクロール
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
浜松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	唯根欣三
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	田中勝也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スクロールの2022年4月1日から2023年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上